

綾瀬市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年4月1日付け府政経運第139号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別の給付措置として実施する子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）（以下「非課税世帯等給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 非課税世帯等給付金の支給対象者は、令和3年12月10日（以下「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯のものとする。

- (1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されている者である世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる者である世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されている者全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月から申請日の属する月の前月までの任意の1か月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額か

ら1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯(以下「家計急変世帯」という。)をいう。)。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア 前号に該当する世帯として非課税世帯等給付金の支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯(当該者が前号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。)

イ 基準日において同一の世帯であった者が、基準日の翌日以降に同一の住所において世帯分離の届出をしたときは、同一の世帯とみなして、同一の住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し、非課税世帯等給付金を支給した場合の、同一の住所における非課税世帯等給付金を支給されていない世帯

(3) 第1項第2号について、令和4年度分の市町村民税均等割の課税決定以降に、令和3年1月以降12月までの収入に基づき申請をする場合には、当該課税決定の内容により、支給要件を満たすか判定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等(地方税法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。)のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、令和4年度分の市町村民税均等割の課税決定以降に令和3年1月から12月までの収入に基づき申請する場合は、令和4年度分の市町村民税均等割が課される者がある世帯は、支給要件を満たさないものとする。  
(支給額)

第3条 非課税世帯等給付金の額は、1世帯当たり100,000円とする。

(受給権者)

第4条 非課税世帯等給付金の支給を受けることができる者(以下「受給権者」という。)は、支給対象者の属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合は、新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難いと認められる場合は、当該世帯の世帯主以外の者)とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法

(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者その他特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

(支給の方式)

第5条 非課税世帯等給付金の支給を受けようとする者は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書(第1号様式。以下「確認書」という。)により、又は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書兼請求書(第2号様式)若しくは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書兼請求書(第3号様式)(以下「申請書」という。)により申請を行う。

2 確認書による申請に基づく支給は、受給権者が確認書を市に提出し、市が確認書に記載された金融機関の口座に振り込むことにより行う。

3 申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請書を提出する者(以下「申請者」という。)が金融機関に口座を開設していない場合又は金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うことができる。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口へ提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 市長は、非課税世帯等給付金の申請書の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させることにより、申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第6条 代理により非課税世帯等給付金の申請を行うことができる者(以下「代理人」という。)は、次に掲げる者とする。

(1) 基準日において受給権者と同一の世帯に属する者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族、里親その他の平素から受給権者の身の回りの世話をしている者等で、市

長が特に認める者

- 2 代理人が、委任欄に代理人を記載した確認書又は申請書を提出するときは、原則として委任状を添付するものとする。この場合において、市長は、代理人に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させることにより、代理人の本人確認を行う。
- 3 市長は、代理人が第1項第1号の者であるときは、住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者であるときは、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限等)

第7条 非課税世帯等給付金の申請期限は、令和4年9月30日（第5条第3項第1号の方式については、令和4年9月30日付けの消印）とする。ただし、確認書の提出期限は、市が確認書を発出した日から3か月とする。

(支給の決定等)

第8条 市長は、第5条第1項の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、確認書を提出した者又は申請者（以下「申請者等」という。）に対し、その旨を通知し、非課税世帯等給付金を支給するものとする。

(非課税世帯等給付金の支給等に関する周知等)

第9条 市長は、非課税世帯等給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条の申請期限又は提出期限までに第5条第1項の規定による確認書又は申請書による申請が行われなかったときは、受給権者が非課税世帯等給付金の支給を受けを辞退したものとみなす。

- 2 市長が、第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者等の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により非課税世帯等給付金の支給を受けた者に対し、支給した非課税世帯等給付金を返還させるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 受給権者は、非課税世帯等給付金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、非課税世帯等給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

世帯主氏名  
現住所

発行日 令和 年 月 日

綾瀬市長 古塩 政由

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和3年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、（発行日から3か月以内の月日）までに、この確認書を返送して下さい。

支給方法	口座振込
支給日	市が確認書を受理した日から30日以内
支給口座	
支給額	100,000円

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください）

<input type="checkbox"/> ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/> ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①・②の双方にチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。

（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。）

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----	---	---	---	---------	--

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入して下さい。（長期間入出金のない口座を記入しないでください）

上記口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）、下記の口座への振込を希望します。

- 市の住民税等の引落し、児童手当等の支給に現に使用している口座であって、世帯主（申請者）名義のもの  
この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。（この場合、通帳等のコピーは不要）  
（希望する口座）  住民税等の引落口座  児童手当等の受給口座 （希望する場合はいずれか1つにチェックしてください）


【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1. 銀行 4. 信連 7. 信漁連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 〔6桁目がある場合は※欄にご記入下さい〕	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※			

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、福祉総務課までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認（受給）に記入して下さい。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所	
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の（ 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 ）			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名	署名（又は記名押印） 

### 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し  
 (表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合は、表面の下の方に記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出して下さい)

### 本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合  
 又は 代理人が確認（受給）する場合 には提出して下さい

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書兼請求書

(宛先) 綾瀬市長

受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認し、チェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

## 1. 申請・請求者（世帯主）

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

## 2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和3年12月10日時点の世帯の全ての構成員について記載

氏名	申請者と続柄	性別	個人番号	現住所と令和3年1月1日時点の住所	異なる場合には令和3年1月1日時点の住所を記載	令和3年度住民税均等割課税状況
			生年月日			
(申請者)	本人			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告

## 3. 申請額・請求額 100,000円

## 4. 振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。） ※長期入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。

裏面も必ずご確認ください



**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック（レ）してください。**

次の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（住民税非課税世帯分）（以下「給付金（住民税非課税世帯分）」という。）の支給要件に該当します。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金（住民税非課税世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定した後は、給付金（住民税非課税世帯分）の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市が支給決定した後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年9月30日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、給付金（住民税非課税世帯分）が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金（住民税非課税世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（住民税非課税世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（住民税非課税世帯分）を返還します。
- ⑧ 同一世帯の者は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給していません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

**提出書類**

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書兼請求書  
（申請を必要とする世帯の場合）（本書）

※必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、支給を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）  
申請書兼請求書

受付印

支給市区町村（※申請時点の居住市区町村）

（宛先）綾瀬市長

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

（フリガナ） 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話（ ）

2. 申請者が属する世帯の状況

氏名	申請者との続柄	性別	個人番号	令和3年1月1日時点の住所 （現住所と異なる場合に記載）	R3.1以降 家計急変 があった 者
			生年月日		
1 （申請者）	本人				
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		

3. 申請額・請求額 100,000円

4. 振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。） ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください）	口座名義（カナ）
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい		通帳番号 （右詰めでご記入下さい）	※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※			

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック（レ）してください。

次の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）（以下「給付金（家計急変世帯分）」という。）の支給要件に該当します。
- ② 給付金（家計急変世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、市において支給決定した後は、給付金（家計急変世帯分）の請求書として取り扱います。
- ⑤ 市が支給決定した後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年9月30日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金（家計急変世帯分）が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金（家計急変世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（家計急変世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（家計急変世帯分）を返還します。
- ⑦ 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ⑧ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯に属してはいません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

提出書類

『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書兼請求書』（本書）

※必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し（コピー）』

※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し（コピー）をご用意ください。

（令和3年1月1日以降、複数回転居した方）『戸籍の附表の写し（コピー）』

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

『簡易な収入（所得）見込額の申立書』（第4号様式）

※申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。

『令和3年中の収入の見込額』又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し（コピー）

※「令和3年中の収入の見込額」・・・源泉徴収票、確定申告書等

※「任意の1か月の収入」・・・給与明細等

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、支給を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

## 簡易な収入（所得）見込額の申立書 【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書兼請求書（第3号様式）」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック（）してください。  
 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和3年 度住民 税課税 状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	任意の1か 月で申し 立てる場 合、その 年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入 又は不動産 収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。（扶養控除等申告書で届け出ている人数）
- ② 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェックしてください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェックしてください。
- ④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。

※令和4年度住民税課税決定後に令和3年1月～12月の収入により申請する場合は、令和4年度住民税非課税であることが必要です。

- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。  
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	97.0万円
配偶者又は扶養親族（1名）を扶養している場合	148.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	190.3万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	235.9万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	281.5万円

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円
---------------------	---------

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 ⑫
			給与所得 ⑧	事業収入等 ⑨	公的年金等 ⑩		
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記してください。

⑧ 「給与所得控除額」欄には、次の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ② Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨ 「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩ 「公的年金等控除」の欄には、次の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 60万円超130万円未満 → 60万円
  - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 110万円超330万円未満 → 110万円
  - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪ 「年間所得見込額」の欄には、次の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑤年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - ( ⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除 )

⑫ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族（16歳未満の者も含む。）」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	42.0万円
配偶者又は扶養親族（1名）を扶養している場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	125.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	157.0万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	189.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用